

アソシエイツ・ジャパン紹介手数料及び返金について

【手数料について】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付けるときの事務費用	無料
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	【紹介手数料：成功報酬】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書、採用就任事項確認書に記載されている税込額）の２５％とする。 ※消費税は別途、手数料負担は求人者とする。
求人の充足を用意するための求人者に対する専門的な相談・助言	【コンサルティング手数料：前受報酬】 求人者が求人充足のため専門的なコンサルティングをご要望する場合に限り、成功報酬とは別途コンサルティング料として上記成功報酬の１０％のコンサルティング料を前受することができる。 ※消費税は別途、手数料負担は求人者とする。

【返戻金制度について】

常勤及び定期非常勤で採用した人材が、就任辞退や自己都合（病気・死亡等は除く）により退職した場合、または本人の責により解雇された場合は、次の基準で報酬（紹介手数料）を返還するものとする。但し、採用した人材に対する労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職やパワハラ・モアハラに起因する退職の場合はこの限りではない。

・常勤採用の場合：就任辞退、退職、解雇が

就任後１ヶ月未満の場合：報酬の８０％を返還する。但し就任辞退は１００％とする。

就任後１ヶ月以上３ヶ月未満の場合：報酬の５０％を返還する。

就任後３ヶ月以上６ヶ月未満の場合：報酬の２０％を返還する。

・定期非常勤採用の場合：就任辞退、退職、解雇が

発生した翌月に未勤務分に対する報酬を精算し返還するものとする。